



## 北見市民憲章

(前 文)

わたくしたちは、澄みきった青い空のもと、大雪連峰とオホーツク海に  
いだかれたみのりの大地に、幸せを求めて生きる北見市民です。

わたくしたちは、風雪に耐えきびしい大自然を切りひらいた、先人のた  
くましい開拓精神と文化を受けつぎ、より美しく豊かな未来をきずくため  
に、この憲章を定めます。

(本 文)

- ・自然を愛し、清潔で美しいまちにしましょう。
- ・元気で働き、明るく豊かなまちにしましょう。
- ・きまりを守り、互いに助けあうまちにしましょう。
- ・教養を高め、スポーツと文化を育むまちにしましょう。
- ・夢をもち、みんながきらめく平和なまちにしましょう。

平成19年3月5日制定

## 北見市民憲章の趣旨解説

### (前文)

合併した旧北見市、旧端野町、旧常呂町、旧留辺蘂町の1市3町では、それぞれ市・町民憲章が昭和40年代に制定されており、住民の行動目標である憲章の精神に基づき各地域において、まちづくりや行事・イベントなどが行われてきました。

これらの経緯を踏まえ、新しい市民憲章では各地域がまちづくりの礎としてきた憲章の精神が受け継がれており、合併時には道内最大の面積を誇ることとなった新市を、この前文で簡潔に紹介できる内容となっています。

第1の文章では、「澄みきった青い空」は旧北見市、「大雪連峰」は旧留辺蘂町、「オホーツク海」は旧常呂町、「みのりの大地」は旧端野町と、各地域の特色を表現した言葉がちりばめられており、新市の自然環境と地理的な位置が分かるようになっています。

第2の文章では、今日私たちがこの地で生活できるのは、先住民族をはじめ、屯田兵、開拓移民などの先人が、厳しい気候に耐えて荒野・原野などの大自然を切り開いたからであり、このことに対して感謝し、その開拓にあたった根性、情熱、魂などのチャレンジ精神とこれまで代々受け継がれてきた生活文化、スポーツ文化、芸術文化、学術文化、伝統、誇り、郷土愛、そして、先人の苦労なども含めた遺産や歴史等、様々な文化を次の世代に受け継ぎ、現在のそして未来の北見市とそこに住む市民が優しさや思いやり、協働、人間愛によってより美しく、そして、精神的・肉体的に健康で経済的にも豊かになるように私たち市民は、まちづくりの行動目標となるこの市民憲章を定めて、各自が行動していきましようと呼びかけています。

### (本文)

本文については、自然、勤労、自治、敬愛、文化の5つの内容が盛り込まれた4つの条文と、1市3町の合併に係る意向が盛り込まれた最後の条文とで構成されています。

第1条には自然、第2条には勤労、第3条には自治と敬愛、第4条には文化に対する行動目標を掲げ、最後の第5条には、オホーツク圏北見地域合併協議会が作成した「新市まちづくり計画」で採用したフレーズ「ひと・まち・自然きらめくオホーツク中核都市」からの引用で、「きらめく」という言葉を盛り込んでいます。

この条文にある「みんな」とは「ひと、まち、自然、4自治区」を指しています。それぞれの個性を尊重しながら一体感を持ち、みんながそれぞれに「きらめく」ことができるような平和なまちにしたい、そのためには夢をもつことが大切ですよと呼びかけています。

「平和」という言葉には、安全、安心、調和、自由、平等、博愛などの願いが込められており、「平和なまちにしましょう」と、新市における市民憲章のまとめとなる条文としてしめくくっています。